

教私第1209号
令和3年4月23日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校・各種学校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における緊急事態宣言期間中の教育活動について（通知）

令和3年4月23日付けで、大阪府等が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域とされたことを受け、大阪府においては、本日、第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について、別添資料のとおり決定しました。

つきましては、私立学校園に対し下記のとおり要請することといたしますので、ご協力をお願いいたします。

記

1 期間

令和3年4月25日（日）から令和3年5月11日（火）まで

2 要請内容

○授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する。
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない。

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。
例）＊音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
＊体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」
（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う。

【実施例】

- ・学習プリント等を課題として配付、回収、添削、指導
- ・ウェブ会議システム等の利用による子どもとのやり取りと、プリント学習の組み合わせ
- ・授業のライブ中継（同時双方向、一方向）

- ・授業動画等と学習プリントを家庭学習教材として配付、回収、指導 など

○修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動について

- ・中止または延期とする。

○府内における校外学習等について

- ・中止または延期とする。(※前回要請内容(「レッドステージ2における私立学校園の今後の教育活動等について(通知)」(令和3年4月15日付け教私第1140号))からの変更箇所)

○部活動について

- ・原則休止とする。

※ただし、公式大会への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染防止対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施する。この場合でも、感染リスクの高い活動は実施しない。

【添付資料】

- ・緊急事態宣言期間中の府立学校の教育活動について
(第47回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について(鑑・別添資料・QA)
(令和3年4月23日付け教育振興室長通知)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応について(鑑・別添資料・参考資料)
(令和3年4月23日付け大阪府教育委員会教育長通知)

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野 (06-6941-0351 内線 4858)

幼稚園振興グループ

成相、菅 (" " 内線 4816)

専各振興グループ

国領、江藤 (" " 内線 4862)